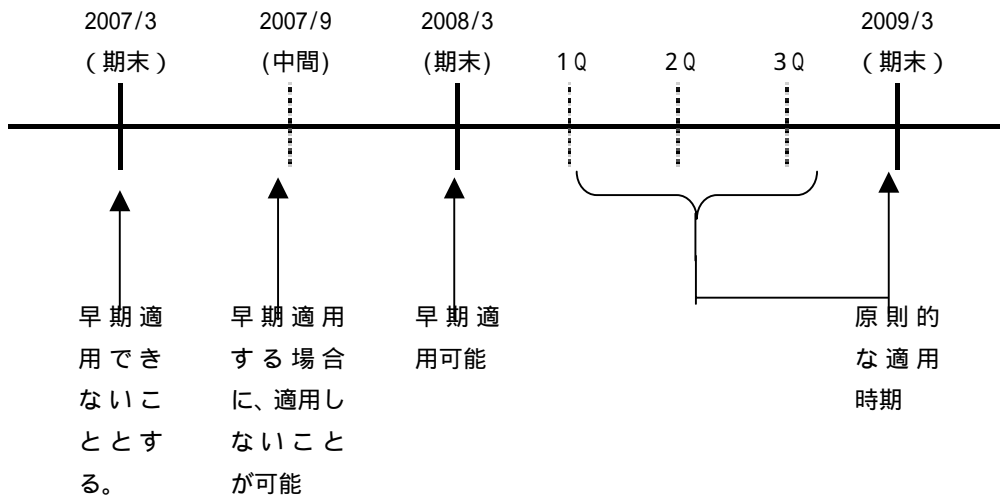


平成 19 年 3 月 6 日

リース会計基準の適用時期について

1. 公開草案

3 月決算期会社の場合



- 2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（連結も同様、以下同じ）から適用する。
- ただし、2008 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度等から早期適用することができる。
- 早期適用する場合、中間会計期間には適用しないことができる。この場合、早期適用を行う事業年度に係る年度の財務諸表において、中間会計期間に係る中間財務諸表では本会計基準が適用されておらず、改正前会計基準で必要とされていた注記がなされている旨を記載する。

2. パブリック・コメントにおける意見

- システム対応等で準備期間がさらに必要であるとの意見が寄せられている。

3. 修正案

原則的な適用時期（3 月決算会社であれば 2009 年 3 月期）は、四半期（1Q～3Q）は適用しないことができることとしてはどうか。

この場合、適用をしない四半期においては、改正前基準で必要とされていた注記は不要とし、前期末から著しい変動があった場合にのみ、改正前基準で必要とされていた注記を必要とすることとしてはどうか。（ただし、金融機関等で第二四半期で別途の取扱いをする場合には、第二四半期では改正前基準で必要とされていた注記を必要とすることとしてはどうか。）

また、2007 年 3 月期については早期適用できないこととし、早期適用は 2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用できることとしてはどうか。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。